

第284号
2020年6月

香川 ニュー物流

トピックス

- 助成金申請受付開始
- 標準的な運賃を告示(国交省)



 一般社団法人 香川県トラック協会

CONTENTS

香川県内の事業用トラックの事故件数	2
助成金申請受付開始	3
不正改造車排除運動強化月間	3
引越講習開催の見合わせ	3
令和2年度運行管理者試験のご案内	4
標準的な運賃を告示	5
乗務員講習会のご案内	6
運行管理者一般講習のご案内	7
運行管理者基礎講習のご案内	8
企業向け新型コロナウイルス対策情報(物流事業者)	9.10
運行管理者表彰制度のご案内	11
香川県フォークリフト運転競技大会中止	11
香川産業安全衛生大会を中止	11
Gマーク申請書類の配布	12
陸災防だより	12
会員だより	12
6月行事予定	12

香川県内の事業用トラックの事故件数について

1 県内発生緑ナンバートラックの交通事故

2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	前年同期	増減数
件数(件)	13	10	9	16									48	41	7
死者(人)	0	0	1	2									3	3	0
負傷者(人)	17	15	9	20									61	50	11

※条件1：事業用の貨物車(大型車、中型車、準中型車、普通車)

※条件2：第1当事者及び第2当事者となった交通事故

2 香川県下の交通事故

2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	前年同期	増減数
件数(件)	336	327	317	258									1,238	1,505	-267
死者(人)	7	3	6	7									23	13	10
負傷者(人)	400	420	400	303									1,523	1,836	-313



助成金申請受付開始！

令和2年度助成金申請は、6月1日より受付を開始しますので、同封されている「令和2年度各種助成金の手引き」又は、香ト協HP「助成金事業」を参照して申請手続きをお願いします。

また、香ト協HP「助成金事業」から助成要領・申請書・記入例等ダウンロードできますのでご利用下さい。

なお、例年開催しております助成金制度の説明会開催に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見合わせておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

申請期間

令和2年6月1日(月)～令和3年2月8日(月)
(土・日・祝日除く)



6月は不正改造車排除運動強化月間

香川運輸支局及び香川県トラック協会においては、排ガスによる大気汚染や道路交通秩序を乱す要因となる「不正改造車を排除する運動」について、年間を通して実施していますが、特に6月を強化月間として実施しますので、マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着やタイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみだし、大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等が無いよう自主点検をお願いします。

詳細については、「6月情報提供」をご覧ください。



令和2年度 引越講習開催の見合わせについて

全日本トラック協会では、新型コロナウイルスの感染拡大が進み、全国的に緊急事態宣言が出されている状況を考慮し、本年度の引越基本講習及び引越管理者講習の開催を当面、見合わせることにしました。

なお、新型コロナウイルス感染の収束状況を踏まえて、本年度の引越講習の開催を改めて検討するとともに、今後、引越事業者が引越管理者講習修了者の配置に支障をきたす影響も懸念され、引越事業者優良認定申請の取扱い等も含め検討しています。決定次第報告いたしますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



1	試験日	令和2年8月23日(日)
2	申請期間	<p>(1) 書面申請:令和2年5月15日(金)~6月10日(水)当日の消印有効</p> <p>(2) インターネット申請:令和2年5月15日(金)~6月16日(火)午後11:59まで</p> <p>(3) 再受験申請:令和2年5月15日(金)~6月16日(火)午後11:59まで ※再受験申請が可能な受験者は平成29年度第1回試験以降に受験履歴があり氏名に変更がない受験者で、PC又はスマートフォンで運行管理者試験センターのHPから申請可能。</p> <p>(4) 令和元年度第2回運行管理者試験(令和2年3月)を申請された方への特例 令和2年度第1回運行管理者試験(令和2年8月23日)を振替で受験される方は、別途、郵送でのご案内に同封する令和2年度第1回運行管理者試験受験申請書(振替)を令和2年5月20日(水)(当日の消印有効)までに、運行管理者試験センター事務センターあてに返送して頂くことにより、改めて、申請して頂くことは不要となります。</p>
3	受験資格	<p>次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。</p> <p>(1) 試験日の前日において、自動車運送事業(貨物軽自動車運送を除く)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車(緑色ナンバーの車)の運行の管理に関し、1年以上の実務経験を有する方</p> <p>(2) 貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき国土交通大臣が認定された講習実施機関で基礎講習を修了(受講予定の方は、試験日の2週間前までに修了し、8月9日(日)までに修了証書等(写)が提出可能な方)した方</p>
4	書面申請の頒布 (販売箇所)	香川県トラック協会、坂出・仲多度支部、三豊支部
5	お問合せ先	<p>運行管理者試験センター:0476-85-7177</p> <p>香川県トラック協会:087-851-6381</p>

会員の皆様には、「令和2年度第1回運行管理者試験のご案内」を参照下さい。

令和2年4月24日
自動車局貨物課

トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました

～ 持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます ～

改正貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、本日、標準的な運賃の告示を行いました。法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すことにより、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進します。

1. 背景

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、一昨年末、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われました（※）。

※①・②については令和元年11月1日に、③については同年7月1日に施行済み。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

2. 概要

標準的な運賃の告示制度については、国土交通省において、全国のトラック事業者の原価データの集計、適正な原価等の算出に係る作業等を行い、策定した標準的な運賃の案について、本年2月26日付けで運輸審議会への諮問を行ったところです。

同審議会における審理及び4月14日付けの同審議会からの答申（※）を踏まえ、本日、別紙のとおり一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示を行いました（詳細は別紙「概要資料」を参照ください）。

※参考：運輸審議会答申（報道発表）

https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000196.html

今後、トラック運送業における取引の適正化を通じて運転者の労働条件が改善され、持続可能な物流を実現できるよう、トラック事業者及び荷主向けに広く周知等を行ってまいります。

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 柳瀬、吉見、山城

TEL：03-5253-8111（内線：41333、41323）、03-5253-8575（直通） FAX：03-5253-1637

令和2年度 一般講習開催のご案内

●独立行政法人 自動車事故対策機構 高松主管支所

令和2年度運行管理者等一般講習の開催につきまして、以下の通りご案内申し上げます

1. 開催日時および開催場所

開催地	開催日	会場名	所在地
坂出	7月18日(土)	四国交通共済会館	香川県坂出市番の州公園6-6
高松	9月29日(火)	香川県トラック総合会館	香川県高松市福岡町3丁目2-3
坂出	10月16日(金)	四国交通共済会館	香川県坂出市番の州公園6-6
	10月17日(土)		
高松	10月29日(木)	香川県トラック総合会館	香川県高松市福岡町3丁目2-3
観音寺	※11月中実施で調整中	観音寺商工会議所	香川県観音寺市坂本町1丁目1-25
高松	11月20日(金)	香川県トラック総合会館	香川県高松市福岡町3丁目2-3
東かがわ	※12月中実施で調整中	東かがわ市交流プラザ	香川県東かがわ市湊1806番地2
小豆島	※12月中実施で調整中	フレトピアホール	香川県小豆郡土庄町甲267番地78
高松	令和3年1月20日(水)	香川県トラック総合会館	香川県高松市福岡町3丁目2-3
坂出	令和3年3月5日(金)	四国交通共済会館	香川県坂出市番の州公園6-6

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止や日時、会場等の変更が生じる場合がありますので、予めご了承ください。

○開催時間：10：15～16：45（受付9：30～）

※駐車場に限りがありますので、乗り合わせ等によりお越し下さいますようお願い致します。

2. 対象者

- (1) 令和元年度に基礎講習又は一般講習のいずれの講習も受講していない運行管理者
- (2) 今年度新たに運行管理者に選任された方
- (3) 自動車運送事業者であって2019年4月1日以降に死者又は重傷者を生じた事故を引き起こした営業所の運行管理者、及び法令の安全確保違反により行政処分を受けた営業所の運行管理者
- (4) その他、受講を希望される方

3. 申込方法（予約制）

自動車事故対策機構のホームページ「インターネット講習予約システム」

(<https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user>) から、予約申込みをお願い致します。

*インターネット環境の無い方

令和2年6月15日以降に、自動車事故対策機構高松主管支所・講習担当までご連絡下さい。

ただし、定員になり次第受付を閉め切ります。

*予約無しで来られた場合、受講できないことがあります。必ず予約申込みの上お越し下さい。

4. 当日持参するもの

- (1) ナスバ講習予約確認書（予約時に印刷してご持参下さい）
- (2) 運行管理者等指導講習手帳（手帳をお持ちでない方は写真1枚）

*手帳をお持ちでない方は 写真1枚（6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身の縦3cm×横2.4cm、写真の裏面に会社名、氏名、生年月日を記入したもの。）をご用意下さい。

講習に関する
お問合せ先

自動車事故対策機構 高松主管支所

香川県高松市福岡町3-3-6

TEL (087) 851-6963、Fax (087) 851-6962

令和2年度 基礎講習開催のご案内

●独立行政法人 自動車事故対策機構 高松主管支所

令和2年度運行管理者等基礎講習の開催につきまして、以下の通りご案内申し上げます。

1. 開催日時および開催場所

業 態	開催日	時 間	会 場
貨 物	6月18日(木)~20日(土)	1日目 10:00~16:45 (受付は9:15からです) 2日目 9:30~16:00 3日目 9:30~16:00	四国交通共済会館 (坂出市番の州公園6-6)
貨 物	6月29日(月)~7月1日(水)		
貨 物	令和3年2月3日(水)~5日(金)		

* 3日間連続の講習会です。1日でも欠席すると未修了となりますのであらかじめご了承ください。

* 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止や日時、会場等の変更が生じる場合がありますので、予めご了承ください。

2. 対象者

- (1) 運行管理者に選任されており、過去に基礎講習を受講していない方
- (2) 運行管理者の補助者に選任される方(基礎講習を受講していないと選任できません)
- (3) 運行管理者試験の受験資格が必要な方
- (4) その他受講を希望される方

3. 申込方法(予約制)

自動車事故対策機構のホームページ「インターネット講習予約システム」

(<https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user>) から、予約申込みをお願い致します。

* 基礎講習の修了をもって運行管理者試験を受験する方は、「ナスバ講習予約確認書」を印刷して、運行管理者試験の受験申請書に添付して下さい。

* インターネット環境の無い方

6月開催分については、令和2年5月12日以降に、1月及び2月開催分は、令和2年11月11日以降に、自動車事故対策機構高松主管支所・講習担当までご連絡下さい。ただし、定員になり次第受付を閉め切ります。

4. 当日持参するもの

- (1) ナスバ講習予約確認書(予約時に印刷してご持参下さい)
- (2) 受講料 1人 8,900円(税込) *おつりが無いようお願い致します。
- (3) 運行管理者等指導講習手帳(手帳をお持ちでない方は写真1枚)

* 手帳をお持ちでない方は 写真1枚(6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身の縦3cm×横2.4cm、写真の裏面に会社名、氏名、生年月日を記入したもの。)をご用意下さい。

※運行管理者試験を受験される方は、基礎講習の申込みとは別に(公財)運行管理者試験センターに対しても、受験申請手続きが別途必要となりますのでご注意ください。

講習に関する
お問合せ先

自動車事故対策機構 高松主管支所
香川県高松市福岡町3-3-6
TEL (087) 851-6963、Fax (087) 851-6962

物流業における感染対策

経営者・総務人事担当者のみならず、配送作業を行う従業員の感染対策は万全でしょうか？ 緊急事態宣言が出されている感染拡大地域での業務は、従業員の不安も大きいと思われますが、きちんと感染対策をとることでリスクは低減できます。

1. 課題の背景

緊急事態宣言下においても物流・輸送サービスは十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、事業の継続を要請されています¹⁾。配送業務を行う従業員が、感染者や濃厚接触者となってしまった場合、長期間にわたり職場離脱が予想されます。作業者に下記の対策を実施させるとともに、管理者も人員確保を含めた作業体制、連絡体制の整備など改めて感染対策を見直し、徹底しましょう。

2. 企業でできる対策

新型コロナウイルスの感染様式はインフルエンザと同じく、飛沫感染、接触感染です。『物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）』が準用可能です。

○物流業における新型インフルエンザ対策ガイドラインおよび副読本のチェックリスト^{2,3)} 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト⁴⁾ を活用し、感染対策を見直す。

以下にポイントと補足点を記載します。

1) 従業員の健康管理

感染拡大防止のため、体調不良時は仕事をしないよう徹底する

- 発熱や風邪症状があるときは、軽症でも業務を行わないことを徹底する
- 点呼時及び定時連絡時に、日々の検温、風邪症状の有無を確認する
- 改善基準告示を遵守し、長時間労働を避け、睡眠・休息時間を十分確保する

2) 点呼時

新型コロナウイルスは、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあります。また、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

- 対面でのやりとりはできるだけ短く、可能な限り2mの距離を取って行う
- アルコールチェッカーは携行型など一人ひとり専用の物を用いることが望ましい。据え置き型を共用する場合は、マウスピースは毎回交換し、本体を次亜塩素酸ナトリウムで消毒する⁵⁾（アルコール消毒を用いるとチェッカーが反応してしまうため⁶⁾）

3) 受け渡し・荷役作業時の対策

新型コロナウイルスは、無症状であっても呼吸量が増える活動時に感染事例が報告されています。荷役作業は作業負荷が高くなりがちであり、負荷を下げる、対人距離を取る対策が必要です。

- 荷役のパレット化、省力・アシスト機器の活用により作業負荷を下げる
- 作業は一人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う

- 共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う（アルコール消毒可）
- 手洗いが困難な場合は、荷役作業時に使い捨ての手袋を使用する方法も検討する
- 商品の受け渡し方法について、相手先と事前相談し、対面でのやりとりはできるだけ短く、可能な限り2メートルの距離を取っておこなう。

4) 休憩時の対策：休憩所や飲食店などでの感染リスクを避ける

- 可能な限り飲食店ではなく、車内や宿泊する個室で食事を摂る
- 飲食店で食事を摂る場合は、他人との距離を取る（混んでいる店は避ける）
- 食料品の買い物など必要不可欠な場合を除き、外出は極力避ける

5) 共用を避けることと共用器具の消毒

接触感染を防ぐため不特定多数が触るところの消毒を行い、接触感染を防ぐ

- できるかぎり1車1人制とする
- 始業前、終業時にハンドル、チェンジレバー、ドアノブ、端末のボタンなど手で触れる頻度の多いところをアルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる拭き取り消毒を行う

6) 全般的な対策

- 手洗いの励行（休憩時など手洗いが可能な環境では必ず手洗いを実施する）
- 周囲に広げない対策として、対面時にはマスク（ガーゼ、布マスク可）を着用する

3. 関連情報リンク

- 1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた事業の継続に係る要請等について（依頼）
<http://www.jta.or.jp/info/coronavirus/20200409.pdf>
- 2) 『物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）』
<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/pdf/inhuruenza.pdf>
- 3) 『新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本』
http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/img/kinkyu_ taisaku_manual_sub.pdf
- 4) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617721.pdf>
- 5) 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>
- 6) アルコール除菌剤等によるアルコール検知器への影響について
<https://j-bac.org/files/files20200317130408.pdf>

文責：守田 祐作（産業医科大学 健康開発科学）

※本文章は、産業医有志グループ（今井・櫻木・田原・守田・五十嵐）で作成しました。

厚生労働省新型コロナウイルス対策本部クラスター対策班・和田耕治先生（国際医療福祉大学・公衆衛生学教授）のサポートも受けております。

今後も経営者・総務担当者向けに必要な感染拡大防止策情報を随時配信させていただきます。

本情報は著作権フリーですので、ぜひお知り合いの経営者に拡散をお願いします。

※本内容に関するご意見・ご要望は、covid19@ohsupports.comまでお寄せください。

※これまでに配信しましたバックナンバーは、<http://www.oh-supports.com/corona.html>をご参照ください。

※動画配信も始めました。下記サイトをご参照ください。

<https://www.youtube.com/channel/UC4IRPnKfYPC6cT1Jvom5VbA>

自動車運送事業の 運行管理者表彰制度について

●四国運輸局香川運輸支局

標記表彰制度は、国土交通省が自動車運送事業の運行管理者について、その業務において優良であると認められる者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的に平成19年3月に創設されました。

標記制度に賛同され認定要件に該当する運行管理者について推薦する場合は、情報提供にある「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内を参照して必要書類の提出をお願いします。

陸災防 からのお知らせ

第27回 香川県フォークリフト運転競技大会

中止

令和2年6月27日（土）に開催を予定をしておりました、「第27回香川県フォークリフト運転競技大会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止といたしました。

香川産業安全衛生大会

中止

令和2年7月2日（木）に開催予定をしておりました、香川労働局・各労働基準監督署・香川労働災害防止団体連絡協議会主催の「香川産業安全衛生大会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止といたしました。



Gマーク申請書類を配布しています

●香川県貨物自動車運送事業適正化実施機関

令和2年度におけるGマークの申請案内ならびに申請書の配布が始まりました。これら申請案内ならびに申請書については香川県トラック協会にて配布しております、全日本トラック協会ホームページからもダウンロードが可能ですので参照ください。

なお、複写式申請書による申請を希望される場合は、1,000円の費用負担が発生しますので、申請書類の作成には専用ウェブサイトをご利用いただくことをおすすめいたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止として、今年度は申請方法についての説明をYouTubeにて公開しておりますので併せてご案内いたします。

そのほかご質問があれば、適正化事業課までご連絡ください。

●申請案内及び申請書配布期間

令和2年5月8日(金)～7月12日(金)(土・日曜日、祝日は除く)

●申請書作成システム稼働期間

令和2年4月16日(火)～7月14日(火)

※申請書作成後、書類を印刷のうえ、申請受付期間中に香ト協にて受付手続きを行う必要があります。

●申請受付期間

令和2年7月1日(水)～7月14日(火)(土・日曜日は除く)

●申請料

- (1) 複写式申請書による申請：1,000円(申請書実費として)
- (2) 申請書作成システムで作成した申請書による申請：無料

●2020年度「貨物自動車運送事業安全性評価事業」申請案内について(動画)

URL https://youtu.be/yk_Duzj1KEU

6月 行事予定	日	曜	行 事	場 所
	2	火	香ト協等通常総会	香川県トラック総合会館
	9	火	街頭検査	箕浦検問所
	16	火	街頭検査	小豆運転免許センター前
	18	木	運行管理者等基礎講習(～20日)	四国交通共済会館
	27	土	乗務員一般講習会	安全研修センター
	29	月	運行管理者等基礎講習(～7月1日)	四国交通共済会館

【陸災防だよりの
フォークリフト等講習日程】は
下記ホームページをご覧ください!

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お申込み・お問い合わせ



災害防止団体
陸運労災防止協会 香川県支部
TEL(087)851-6251



会員だよりの

謹んでお悔やみ申し上げます。

(一社)香川県トラック協会
常務理事 岡本圭一様

令和2年5月12日ご逝去